

## 第10回水先人の人材確保・育成等に関する検討会（議事概要）

日 時：平成29年6月22日(木)14:00～16:00

場 所：海事センタービル 8階 801・802 会議室

出席者：赤峯委員、池谷委員、大久保委員[鏡代理]、太田委員[藤岡代理]、落合委員（座長）、小野委員、葛西委員、加藤委員、門野委員、齋藤委員、竹口委員、西本委員、羽原委員、福永委員、松浦委員、村瀬委員

### 【資料説明者】

増井内海水先区水先人会副会長、米原株式会社日本海洋科学主任コンサルタント

### 【国土交通省】

羽尾海事局長、七尾審議官、橋本海技・振興課長、大橋首席海技試験官、長瀬海技・振興課企画調整官、野村海技・振興課水先業務調整官、笠尾海上保安庁交通部航行安全課長[代理：植松課長補佐]（オブザーバー）

### 【（一財）海技振興センター】

伊藤理事長、野中常務理事、戸摩常務理事、古田特別顧問、庄司技術・研究部長

## 1. 議事

- (1) 内海水先区対策の検討に係るシミュレーション調査結果（報告）
- (2) 内海水先区の将来に向けた取組について（報告）
- (3) 水先水先人試験の合理化（審議）
- (4) 内海水先区対策（審議）
- (5) 水先引受主体の法人化（審議）
- (6) 水先区の見直し（審議）
- (7) 二級及び三級水先人の業務範囲（対象範囲）の見直し（審議）
- (8) その他

## 2. 議事概要

- (1) 内海水先区対策の検討に係るシミュレーション調査結果（報告）  
米原株式会社日本海洋科学主任コンサルタントから内海水先区対策の検討に係るシミュレーション調査(資料1-1)について説明を行った。  
主な質疑応答又は意見は次のとおり。

- 150人で厳しいと言っていたものが、116人で回せるという結果が出たことについては安堵している。ただ、経験年数による業務制限や処遇の是正といった点が加味されていないようなので、現実とは少し離れたものになっているのではないかと。

- 若干甘めではあるかもしれないが、内海水先区水先人会においても計画的な人員確保に取り組んでいるので、問題はないと考えている。
- (2) 内海水先区の将来に向けた取組について（報告）  
増井内海水先区水先人会副会長から内海水先区の将来に向けた取組について（資料 1－2）について説明を行った。  
主な質疑応答又は意見は次のとおり。
- 新たに設置された広報企画課がうまく機能していると思われるが、どれくらいの規模なのか。
  - 広報企画課は課長 1 名、課員 1 名である。他に担当副会長 1 名、広報チームとして水先人 2 名、事務局各課より 1 名ずつが随時活動できる体制をとっている。
- (3) 水先人試験の合理化（審議）  
事務局から水先人試験の合理化（資料 1－3）について説明を行った。  
委員からの質疑応答及び意見は無かった。
- (4) 内海水先区対策（審議）  
事務局から内海水先区対策（資料 1－4）について説明の後、質疑応答及び審議を行った。  
主な質疑応答又は意見は次のとおり。
- モニタリング委員会での検証は、どれくらいの期間行うのか。
  - 長期的に見ていかなければならないと考えており、現時点でいつまでということを示すことは難しい。船社や連合会とも相談させていただきながら決めていきたい。
  - モニタリング委員会は、船社だけでなく、タグ会社や代理店、場合によっては本船といった現場からの意見も吸い上げられるようなものとしていただきたい。
  - 船社としては船がとまることを大変懸念しており、シミュレーション調査で示された人数で本当に回せるのか心配である。内海水先区水先人会としては、最低何人いれば回ると考えているのか。
  - 水先要請船の変動は幅が大きく予想困難なので、116人でよいとは考えていない。内海水先区水先人としては、130人いれば十分対応できると考えているので、できるだけたくさん採用していきたい。
  - 計画通り毎年採用できるとも限らない。マイナスが累積すれば計画と大きく乖離してしまうことにもなるので、積極的に取組を進めていただきたい。
  - 年間労働日数 293 日、休日 72 日とあるが、事務所勤務でもこの倍くらい休日がある。厳しい就労体制に見受けられると思うが、実態はどうか。

- 月24日が応招に当たる日数となっており、そのうち実際に応招に当たっていない時間は待機時間となる。待機時間を休みと捉えるか、拘束されていると捉えるかという面はあるが、応招があって実働しているのは平均して10隻程度であり、過重労働にはなっていないと考えている。

(5) 水先引受主体の法人化（審議）

事務局から水先引受主体の法人化(資料2)について説明の後、質疑応答及び審議を行った。

主な質疑応答又は意見は次のとおり。

- モニタリング委員会は何らかの決定権をもつものなのか。また、どれくらいの期間検証を行うのか。
- モニタリング委員会で何かを決定することは想定していない。モニタリング委員会での検証結果を踏まえ、本検討会で審議いただくことを考えている。期間については、内海水先区対策のモニタリングよりは短くなるものと思われる。
- モニタリング委員会で会則の実効性が確認できた場合には、責任制限も含めて今後は法人化の議論は行わないことになるのか。
- 責任制限が法人化と密接な関係があることは理解しているが、法人化ができないなら責任制限もできないといったことにはならないのではないか。
- モニタリング委員会は制度の運用を検証する場であり、制度設計となる責任制限について議論する場ではないと考える。責任制限について、具体的にどのタイミングで対策を講ずるのかは世の中の状況を見ながらになるのだろうが、議論の積み重ねは続けてもよいのではないか。
- 責任制限については、別の場で議論することが必要なのかも含め、相談させていただきたい。

(6) 水先区の見直し（審議）

事務局から水先区の見直し(資料3-1)、尾鷲水先区について(資料3-2)について説明の後、質疑応答及び審議を行った。

主な質疑応答又は意見は次のとおり。

- モニタリング委員会での検証は、どれくらいの期間行うのか。
- 中小規模水先区対策として行っている派遣支援の検証プラスアルファを想定している。
- 類似行為についてもモニタリング委員会で検証するのか。沖縄や常陸那珂は船もたくさん来ており、このままでよいのか気になるところである。継続審議というようなことで扱っていただければありがたい。
- 那覇や常陸那珂だけなのか、他にもたくさんそのような話があるのか、一度話を聞

かせていただきたい。

- 水先区の見直しにあたっては、水先区の定義の整理や中小規模水先区の養成期間・内容が大規模水先区と同程度必要なのかといったことも検討課題になってくるのではないか。
- 水先区を見直しするには、法律体系上の問題や運用上の課題がまだまだあるとは思いますが、全国一律ではなくとも、一部先行して実施することは考えられないのか。
- モニタリング委員会で検討していきたい。
- 尾鷲水先区の取り扱いは、どこで検討を行うのか。
- モニタリング委員会で検証することも考えられるが、タイムスケジュール的に一緒に議論できるか未定である。

(7) 二級及び三級水先人の業務範囲の見直し（審議）  
事務局から水先水先人試験の合理化（資料4）について説明を行った。  
委員からの質疑応答及び意見は無かった。

(8) その他  
事務局から今後の検討会スケジュール案（資料5）について説明を行った。  
主な質疑応答又は意見は次のとおり。

- 第二次とりまとめで各課題の結論は出ないと思うが、今後の検討会はどのように進めていくのか。
- モニタリング委員会や二級、三級の調査研究の進捗を踏まえて開催したいと考えている。時期については、またご相談させていただきたい。
- 第二次とりまとめの対象範囲はどう考えているのか。
- 本日議論いただいた内容を中心にとりまとめる予定である。

次回の検討会は、今後、事務局より日程調整を行う。

以上